

# 泉南地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

令和 4年3月18日

泉南地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定し、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ってきたところである。

これからも、水防災に対する意識の継承・再構築および大規模水害に対する備えの充実を図るために、防災・減災に係る取組を継続すべきであることから、これまでの取組項目に対して、継続・更新・新規項目を整理し、令和4年度より5箇年を目途とする防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

## 泉南地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉南地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災に関係する機関に提供するとともに、「泉南地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

また、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有も行う。

- 2 前項の「泉南地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉南地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 流域治水プロジェクトに関すること
- (6) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (7) 雨量、水位等の情報伝達
- (8) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉南地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) 流域治水プロジェクトに関する事項
- (6) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府岸和田土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成3年5月31日から実施する。  
この規約は、平成13年6月15日から実施する。  
この規約は、平成19年5月24日から実施する。  
この規約は、平成20年6月30日から実施する。  
この規約は、平成23年6月30日から実施する。  
この規約は、平成26年7月22日から実施する。  
この規約は、平成27年7月30日から実施する。  
この規約は、平成29年12月19日から実施する。  
この規約は、平成30年5月25日から実施する。  
この規約は、令和元年5月30日から実施する。  
この規約は、令和2年5月22日から実施する。  
この規約は、令和2年10月14日から実施する。  
この規約は、令和3年5月13日から実施する。  
この規約は、令和4年 月 日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
岸和田市長  
貝塚市長  
泉佐野市長  
泉南市長  
阪南市長  
熊取町長  
田尻町長  
岬町長

(自治体関係)

府岸和田土木事務所長  
府泉南地域防災監  
大阪港湾局泉州港湾・海岸部 総務運営課長  
府環境農林水産部水産課長  
府南部流域下水道事務所長  
府泉州農と緑の総合事務所長  
府岸和田保健所長  
府泉佐野保健所長

(国関係)

大阪管区气象台長

(警察機関)

岸和田警察署長  
貝塚警察署長  
泉佐野警察署長  
泉南警察署長

(消防機関)

岸和田市消防本部消防長  
貝塚市消防本部消防長  
泉州南広域消防本部消防長

(占用事業者)

関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪南総務部 南大阪地域統括長  
西日本電信電話株式会社 関西支店 災害対策室長  
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー南部導管部長  
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部工務次長  
南海電気鉄道株式会社 施設部(工務担当)課長  
水間鉄道株式会社 取締役

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

府泉南地域防災監  
府岸和田土木事務所 建設課長  
府岸和田土木事務所 尾崎出張所長  
府事業管理室 事業企画課 参事  
府河川室 河川整備課 参事  
府危機管理室 防災企画課 参事  
府水産課 企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐  
府下水道室 事業課長  
府南部流域下水道事務所 建設課長  
府建築部建築指導室 建築企画課長  
府泉州農と緑の総合事務所 地域政策室長  
大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事  
大阪港湾局泉州港湾・海岸部 総務運営課 危機管理担当課長代理  
岸和田市危機管理部長兼危機管理監  
岸和田市建設部長  
岸和田市魅力創造部長  
岸和田市まちづくり推進部長  
岸和田市上下水道局長  
貝塚市危機管理室長兼参与  
貝塚市都市整備部長  
貝塚市上下水道部長  
泉佐野市市民協働部危機管理監  
泉佐野市上下水道局下水道担当理事  
泉佐野市生活産業部にぎわい創生担当理事  
泉佐野市都市整備部まちづくり調整担当理事  
泉南市総合政策部長  
泉南市都市整備部長  
阪南市総務部理事  
阪南市都市整備部長  
熊取町総合政策部理事  
熊取町都市整備部長  
田尻町総務部理事(兼)安全安心まちづくり推進局長  
田尻町事業部長  
岬町まちづくり戦略室危機管理監  
岬町都市整備部長

(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

# 別図『泉南地域』



泉南地域（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）の府管理河川、土砂災害警戒区域、高潮や地震津波対策箇所が対象。



## 次期5箇年（R4～R8）で実施する具体的な取組【案】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
<b>（1）円滑かつ迅速な避難のための取組</b>		
<b>①情報伝達、避難計画等に関する事項</b>		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用）	牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（高潮氾濫発生情報の運用）	高潮氾濫発生情報の伝達方法等について、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用）	ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【広域】	大津川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【市域・町域】	<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 岸和田市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町において、市・町域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。	
	<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した他機関連携型タイムラインを、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【コミュニティ】	<b>【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】</b> 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	
	<b>【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、見直しを行う仕組みを構築する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【広域】	大阪湾沿岸（泉州）高潮広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【市域・町域】	<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 岸和田市・泉南市・阪南市・田尻町・岬町において、市・町域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する	
	<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した市域・町域版高潮対応タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	

## 次期5箇年（R4～R8）で実施する具体的な取組【案】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事 項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 （高潮対応タイムライン）【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】	地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。
	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	作成した地域（コミュニティ）単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、見直しを行う仕組みを構築する。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 （土砂災害タイムライン）【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】	岸和田市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町において、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 （土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】	土砂災害警戒区域等に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。
	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、見直し等を行う仕組みを構築する。
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】	洪水予報河川・水位周知河川の現行の指定区間外や指定河川以外のその他河川について、洪水浸水想定区域の指定と合わせ、市町と調整の上、新たに水位周知河川に指定するかどうか検討する。
ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成</li> <li>・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）</li> </ul>
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・高潮・土砂災害）	【避難確保計画作成の促進】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う</li> <li>・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。</li> </ul>
	【避難訓練実施の徹底】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる</li> </ul>

## 次期5箇年（R4～R8）で実施する具体的な取組【案】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事 項【大分類】	具体的な取組【中分類】	
<b>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>		
	想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図を作成し周知を行う
	水害ハザードマップの改良、周知、活用	<p><b>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し周知を行う。</li> <li>・洪水ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。</li> </ul> <p><b>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の土砂災害警戒区域等を反映したハザードマップを作成し周知を行う。</li> <li>・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。</li> </ul> <p><b>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し周知を行う。</li> <li>・高潮ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。</li> </ul>
	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化</li> <li>・出前講座などによる防災教育の推進</li> </ul>
	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整</li> <li>・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行い、協議会の場等で共有する。</li> </ul>
	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有</li> </ul>
	洪水予測や水位情報の提供の強化 水位計、河川カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用して、水位計・河川カメラの設置について検討や調整を行い、順次整備を実施</li> </ul>
	応急的な退避場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の水害に対し、安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討</li> </ul>

## 次期5箇年（R4～R8）で実施する具体的な取組【案】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
<b>（2）的確な水防活動のための取組</b>		
市町村庁舎の自衛水防の推進に関する事項		
市町村庁舎の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・岸和田市、田尻町、岬町において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する	
<b>（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施する	
流域全体での取組み	・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進	
	・ため池の治水活用の推進	
	・利水ダム等における事前放流の推進	
土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。	
<b>（4）防災施設の整備等に関する事項</b>		
防災施設の整備等に関する事項		
堤防等防災施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	河川砂防・下水施設等の整備については、大津川・春木川・津田川・近木川・見出川・佐野川・田尻川・樫井川・男里川・茶屋川・番川・大川・東川水系流域治水プロジェクトに基づき推進	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<b>【水門・樋門・防潮施設等の更新・高度化】</b>	
	・府管理の樋門、水門、防潮施設等の更新を実施 ・府管理の鉄扉等の遠隔監視化など機能高度化を実施	
	<b>【樋門等操作規則策定】</b>	
	・下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する	
<b>（5）減災・防災に関する国の支援</b>		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付金や起債対象事業の周知	
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の補助制度の活用を推進する	